

機械加工職種(マシニングセンタ作業)

<p>作業の定義</p>	<p>マシニングセンタを使用し、材料の形状や材質に応じて、加工方法や切削条件(切削速度、切込み、送り)等の各種調整を行った後、数値化した加工データのプログラム作成して、主軸に取り付けられた切削工具を回転させて、目的に応じた切削加工を行う作業をいう。</p> <p>参考 マシニングセンタ : 主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械 (JIS B0105 07300)</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)マシニングセンタ作業 (③の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)※ ①マシニングセンタの取扱い作業 ②各種切削工具及びワークの取付作業 ③フライス加工作業 ④切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の修正作業 ⑤プログラム入力・編集作業 ⑥測定作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)マシニングセンタ作業 (④⑤の切削精度は、100分の5mm以上を目途。)※ ①マシニングセンタの取扱い作業 ②ツールプリセット作業 ③各種切削工具の取付及び加工の段取り作業 ④穴あけ、中ぐり、タップ立て等作業 ⑤各種フライス加工作業 ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業 ⑦切削工具の寿命判定作業 ⑧読図作業 ⑨プログラミング作業 ⑩測定作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)マシニングセンタ作業 (④⑤の切削精度は、100分の2mm以上を目途。)※ ①マシニングセンタの取扱い作業 ②ツールプリセット作業 ③各種切削工具の取付及び加工の段取り作業 ④穴あけ、中ぐり、タップ立て等作業 ⑤各種フライス加工作業 ⑥切削作業の種類、工作物の材質及び切削工具の材質に応じた切削条件の決定作業 ⑦作業中の簡単な支障の調整作業(必要に応じて行う) ⑧切削工具の寿命判定作業 ⑨読図作業 ⑩プログラミング作業 ⑪測定作業</p>
	<p>※切削精度は基礎級、3級、2級の実技試験によるものであること。</p> <p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③機械加工職種に必要な整理整頓作業 ④機械加工用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①普通旋盤作業 ②数値制御旋盤作業 ③フライス盤作業(数値制御式のものを含む) ④CAD/CAM作業 ⑤放電加工作業 (2)周辺業務 ①機械検査作業 ②加工部品及びユニットの組立・調整作業 ③製品(部品)の梱包・出荷作業 ④玉掛作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑤クレーン運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑥フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要) ⑥けがき作業 ⑦仕上げ作業 ⑧ばり取り作業 ⑨手動タップ立て作業 ⑩切削工具研削作業 ⑪切削液の検査及び補充作業 ⑫その他の機械加工作業(研削盤、中ぐり盤、ボール盤等の工作機械)</p> <p>(3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.鉄鋼材(機械構造用炭素鋼、一般構造用圧延鋼等) 2.アルミニウム及びアルミニウム合金 3.銅及び銅合金 4.マシナブルセラミックス(快削性セラミックス) 5.樹脂(プラスチック) 6.その他の工業材料(切削用)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.を必ず使用し、2.から38.のうち必要なものを使用すること。 1.マシニングセンタ(縦形又は横形又は門形) (例:作業面の大きさ 760×460mm、工具収納本数 20本 機械の高さ 2746mm、所要床面の大きさ 1976×2810mm 等) 2.工具整理台 3.チャック及び付属工具(チャックハンドル、ボックススパナ等)、マシン ハイス、取付ジグ及び付属工具(ハイスハンドル、スパナ等) 4.正面フライス・エンドミル、各種バイト等 5.油砥石(あぶらといし) 6.やすり(ばり取り用) 7.ペンチ等(切りくず除去用) 8.固定用工具(スパナ、六角レンチ等) 9.片手ハンマ(鋼製、銅製、木製又はプラスチック製) 10.各種マイクロメータ 11.シリンダゲージ 12.ノギス 13.スケール(金属製直尺) 14.ダイヤルゲージ 15.ダイヤルインジゲータ 16.ツールプリセッタ 17.栓ゲージ 18.ねじゲージ 19.ブロックゲージ 20.切削油 21.ウエス 22.小ぼうき 23.洗い油 24.作業台 25.踏板 26.チップ交換用レンチ 27.エアブロー 28.切削液濃度計 29.切削液攪拌機 30.さび止め剤 31.グラインダ 32.バキューム 33.内視鏡 34.ルーペ 35.電動エア工具 36.保護眼鏡 37.各種揚重運搬関係機械及び器工具 (クレーン、フォークリフト、玉掛用具等) 38.その他関連業務、周辺業務で使用する関係機械及び器工具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>各種機械器具製造業等で製造される部品・製品や、最近ではプラスチック製品製造業、窯業・土石製品(セラミック)製造業等で製造される部品・製品が該当し、マシニングセンタ作業で製造される部品・製品が対象となる。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.機械修理作業 2.溶接作業 3.原動機組立作業 4.金属加工機械組立作業 5.産業用機械組立作業 6.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		